

詳しい内容については、那須塩原市ホームページをご覧ください（スマートフォン等の二次元コード対応機種では、それぞれの二次元コードを読みとることでアクセスできます）。

## 令和6（2024）年度 那須塩原市の学校給食

令和6（2024）年4月  
那須塩原市教育委員会

### I 学校給食実施計画

#### ●実施方法

黒磯地区・西那須野地区及び塩原地区の一部（箒根学園）は3つの共同調理場方式、塩原小中学校は自校調理方式で実施しています。

- ・黒磯学校給食共同調理場（埼玉6番地1027） → 給食配送校黒磯地区6校
- ・共英学校給食共同調理場（共壘社92番地34） → 給食配送校黒磯地区11校
- ・西那須野学校給食共同調理場（東三島6丁目399番地4） → 給食配送校西那須野地区及び塩原地区の一部（箒根学園）9校
- ・塩原小中学校自校調理場（中塩原364番地）



#### ●献立

必要な栄養を満たすだけでなく、地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童生徒が郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の食文化の継承につながるよう配慮しています。

[旬の食材・地場産物の活用・行事にまつわる料理、伝統料理等]

《市内統一献立》

「かみかみ献立」 → かむことの大切さを確認するための献立

「地産地消献立」 → 地元の食材を取り入れた献立

《献立内容のお知らせ》

献立予定表・給食だよりを毎月各家庭に配布しています。



#### ●安全安心な給食の提供

調理・配膳業務従事者は、年間を通して月2回の腸内細菌検査（検便）を実施するほか、ノロウイルス流行期の10月～3月には、ノロウイルスを調理の現場から出さないことと、感染拡大の防止を目的に、定期的にノロウイルス検査を行っています。

#### ●学校給食用牛乳のストロー使用の廃止について

これまで、学校給食用牛乳を飲む際はプラスチック製ストローを使用しており、年間約500kg（0.5t）のプラスチックごみが発生していました。

本市では、環境に配慮した取組を推進していることから、令和4年4月から※原則ストローの使用を廃止しました。

### ※ストロー継続使用事例

- ・小学校新1年生については、移行期間として7月(夏季休業前)までは使用可
- ・個別の事情により継続使用を希望する児童生徒 など

直飲みが難しいなどの場合にはマイカップを持参することも可能です(衛生管理のため、毎日持ち帰り自宅で十分洗浄するようにしてください)。

個別の事情によりストローの使用を継続して利用したい場合は、学校に御相談ください。

### ●那須塩原市学校給食共同調理場運営審議会

学校関係者、保護者代表、その他学校給食に関係する様々な立場の人々の意見を聴くために審議会を設けています。

この審議会では、毎年学校給食を実施するにあたっての目標や方法、また学校給食費の額の適否等について審議し、これに基づき市の学校給食運営の方針が決まります。



## II 学校給食実施のための費用負担

学校給食法では、学校給食の実施に必要な経費は、児童・生徒の保護者と市が負担することと定めています。那須塩原市では、保護者の皆さんからお預かりした「学校給食費」は、食材を購入する経費のみに充てています。給食施設や設備、機器類の管理費用(光熱水費を含む)、調理・配送にかかる費用など食材料費以外で学校給食の実施に必要な経費は市が負担しています。

## III 米飯加工賃に対する公費負担の実施

学校給食で提供している米飯は、炊飯を外部の工場に委託しているため加工賃が発生します。

これまで保護者の皆様に負担いただいていた加工賃を令和元年度から市で負担しています。

その公費負担分をおかずの食材料費に充て、地場産物など多様な食材を多く活用するなど、学校給食の充実を図っています。

## IV 令和6年度学校給食食材物価高騰支援対策

原油価格・物価高騰の影響が長期化している中で、学校給食食材も高騰の影響を受けています。

今後も栄養バランスや量を保ち、また、地場産物を活用した安全・安心な学校給食の提供を図るためには、食材費の増額が必要となります。

このため、保護者の皆様に負担がかからないよう、物価高騰支援対策として令和6年度も食材費の増額分(20円/食×202日分=4,040円)を公費負担により支援します。

なお、今後については学校給食費の見直しを検討する必要があります。

## V 学校給食費の納付方法

学校給食費の納付は口座振替としております。口座振替依頼書を一度提出いただければ、口座情報に変更がない限り、中学校卒業まで手続きの必要はございません。

なお、学校給食費については、教育委員会事務局教育総務課で一括して管理を行っています。原則学校では学校給食費を預かることができませんので、確実に振替納付ができるよう御理解と御協力をお願いします。

振替日や費用については次のとおりです。

項目	内容
納付方法	口座振替
利用できる金融機関	市内の金融機関（以下の表参照）
口座振替に係る手数料	那須塩原市の負担
口座振替日	振替日 …毎月 5日(休日の場合は翌営業日) 再振替日…毎月25日(休日の場合は翌営業日) 再振替ができなかった場合は、市から督促状を送付させていただきます。

口座振替は、以下の金融機関で御利用いただけます。

普通銀行	協同組織金融機関	その他
足利銀行 栃木銀行 福島銀行	白河信用金庫 那須野農業協同組合 大田原信用金庫 那須信用組合	ゆうちょ銀行

※口座振替の登録がお済みでない場合は、別途お手続きが必要になりますので

教育総務課給食係（0287-37-5984）まで御連絡をお願いします。

## 「那須塩原市債権管理条例」に基づき、学校給食費が一定期間未納の場合、

### ※遅延損害金が発生します。

#### 給食費を滞納することがないように御協力をお願いします。

- 事業運営に大きな支障が生じ、完納している保護者の皆さんとの不公平も問題となります。
- 経済的理由等により納付が困難になったときは、援助制度もございますので、早めに教育総務課給食係（0287-37-5984）まで相談してください。

※遅延損害金：学校給食費を納期限（再振替日）までに納めなかった場合は、納期限の翌日から実際にお支払いいただいた日までの日数に応じ、当該金額に民法で定める法定利率で乗じた金額を遅延損害金として納めなければなりません。

#### 学校給食費の滞納を放置すると…

- 再三の督促や呼びかけにもかかわらず、特別な理由もなく学校給食費を納めない場合、悪質滞納者として法的な手段に臨むことになります。

#### ●学校給食費に関するその他の決まり

ア 中学校3年生（後期課程9年生）の卒業式以降の学校給食費は日割りで減額します。

イ 転出入等があった場合の給食費は日割りで計算し、精算します。

ウ 学校行事等で給食が出ない日については、年度内の別の日で使用させていただくため、原則還付対象となりません。

エ 傷病その他の理由により、事前に学校給食停止届書を提出した上で、停止が連続して10日以上続いた場合、また、食物アレルギー等を原因として主食若しくは牛乳又は学校給食の全部の提供を受けなかった場合は、学校給食費を減額することができます。

★ 学校給食を一部又は全部停止する際には書類の提出が必要ですので、学校に御相談ください。



学校給食費等に関するお知らせ